

## 介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

### ①地域単価

地域	藤沢市(4級地)
地域単価	10.54円

### ②基本料金(日額)

7h以上8h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	753	794円	1,588円	2,381円	
要介護2	890	938円	1,876円	2,814円	
要介護3	1,032	1,088円	2,176円	3,264円	
要介護4	1,172	1,236円	2,471円	3,706円	
要介護5	1,312	1,383円	2,766円	4,149円	

6h以上7h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	678	715円	1,430円	2,144円	
要介護2	801	845円	1,689円	2,533円	
要介護3	925	975円	1,950円	2,925円	
要介護4	1,049	1,106円	2,212円	3,317円	
要介護5	1,172	1,236円	2,471円	3,706円	

5h以上6h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	657	693円	1,385円	2,078円	
要介護2	776	818円	1,636円	2,454円	
要介護3	896	945円	1,889円	2,833円	
要介護4	1,013	1,068円	2,136円	3,204円	
要介護5	1,134	1,196円	2,391円	3,586円	

4h以上5h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	436	460円	919円	1,379円	
要介護2	501	528円	1,056円	1,584円	
要介護3	566	597円	1,193円	1,790円	
要介護4	629	663円	1,326円	1,989円	
要介護5	695	733円	1,465円	2,198円	

3h以上4h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	416	439円	877円	1,316円	
要介護2	478	504円	1,008円	1,512円	
要介護3	540	570円	1,139円	1,708円	
要介護4	600	633円	1,265円	1,898円	
要介護5	663	699円	1,398円	2,097円	

2h以上3h未満

心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に、2h以上3h未満のサービス提供を行った場合は、4h以上5h未満の単位数×70%の単位数を算定します。

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

## 介護保険の加算報酬(2024年6月1日以降)

### ①地域単価

地域	藤沢市(4級地)
地域単価	10.54円

### ②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考
		(1割)	(2割)	(3割)	
入浴介助加算(I)	40	43 円	85 円	127 円	
個別機能訓練加算(I)イ	56	59 円	118 円	177 円	
若年性認知症利用者受入加算	60	64 円	127 円	190 円	
送迎減算	-47	-50 円	-99 円	-149 円	
サービス提供体制強化加算(III)	6	7 円	13 円	19 円	
介護職員等処遇改善加算(II)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(9.0%)				

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年6月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

#### 【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数=①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)=②円(1円未満切捨て。)

①-②=③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

## 介護保険の各種加算の説明(2024年6月1日以降)

加算の名称	加算の説明
入浴介助加算(I)	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。 ○入浴介助を行った場合 ○入浴介助に関する研修を行った場合
個別機能訓練加算(I)イ	専従の機能訓練指導員として従事する理学療法士等を1名以上配置したうえで、機能訓練指導員等が作成した個別機能訓練計画に基づいて理学療法士等が機能訓練を適切に提供していること。当該計画は3か月に1回以上、利用者の居宅に訪問し必要に応じて見直しを行う。
若年性認知症利用者受入加算	65歳の誕生日の前々日までの利用者に対し、個別の担当者を定めて、その者を中心にサービス提供を行った場合。
送迎減算	事業所の送迎を利用しない場合(片道)
サービス提供体制強化加算(III)	事業所において、前年度における、介護福祉士の占める割合が40%以上、又は勤続7年以上の直接提供職員の占める割合が30%以上である場合。
介護職員等処遇改善加算(II)	職場環境の改善、賃金体系等の整備、研修の実施、資格や勤務年数等に応じた昇給の仕組みの整備、職場環境のさらなる改善及び見える化等を通じて介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等のための加算

## 保険の対象とはならない費用一覧(2024年10月1日以降)

名称	内容	備考
食費	昼食代700円 おやつ代・飲み物代50円	
キャンセル料	利用日の前営業日の営業終了時間(17時30分)までに右記の連絡先に連絡がない場合、750円(昼食代・おやつ代・飲み物代)を徴収します。	0466-29-5551
日常生活費	実費	

(以下余白)